山梨県公報号外 第三号 平成二十二年二月一日	山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。	条例	2 この条例は、平成二十二年四月十九日から施行することとした。 1 道路交通法の一部改正に住い、邦党の整理を行うこととした。	直路で通去つ一路女王二半~、 山梨県警察関係手数料条例の一	2 この条例は、公布の日から施行することとした。 1 薬事法の一部改正に伴し、裁定の整理を行っこととした	<u>_</u>	青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三号)2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。	2 この条例は、公布の日から施行することとした。	tح	1 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととし	厚生課) 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例の一部を改正する条例(条例第一号)(職員	条例のあらまし	山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を改正する条例	山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例する条例	条 例	目次				┐ 定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円 (郵送料を含む。)
		この条列は、公布の日から施行する。	「「「「「「「「「」」」」」「「「」」」」「「」」」「「」」」」」「「」」」」」	青少年永美斎なりにりつ最高舟とに割ける氷川と四日に上したユア県永川湾四上に加入青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例	山梨県県条例第三号日、山梨県矢事村、「クロ」の町	黄 习 E	る。	 附則	第三号」に改める。	第二条第一項第三号中「学校又は同条第二号」を「大学、同条第二号の学校又は同条(のように改正する。	山梨県県条例第二号。山梨県、知事横内正明。	例をここに公布する。	この条例は、公布の日から施行する。		第五条中「第十一条」を「第二条の二」に改める。	↓ を次のように改正する。 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第三十一号)の一部 」 ■ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	山梨県織員の寺別豪賞金こ期する条列の一部を攻圧する条列山梨県条例第一号	山梨県知事()横()内)、正明の平成二十二年二月一日	

山梨県公報号外 第二三 平成二十二年二月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニチ印刷 田	この条例は、平成二十二年四月十九日から施行する。	附則	別表第六の一の項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の三第二項」に改める。	改正する。	山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	山梨県条例第四号	山梨県知事 横 内 正 明	平成二十二年二月一日	山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。	山梨県公報号外 第二号 平成二十二年二月一日
甲府市北口二丁目六番										